

石狩市監査委員公表第2号

令和4年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の11第4項の規定による監査を、石狩市監査基準に準拠して実施したので、同項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

1 監査結果報告

北石狩公平委員会の財務事務について

北石狩公平委員会の財務の事務の執行に関し、監査の対象とした項目に、該当する事務の執行はありませんでした。

令和5年2月6日

石狩市監査委員 百井 宏己

石狩市監査委員 日下部 勝義